

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
19 年 5 月 20 日

新潟民商総会に向けて要求を汲みあげる集会を開催しよう！

4月25日、民商会館にて常任理事会が開催されました。民商総会・全商連地方別交流会に向けた活動について議論が交わされました。

① 自主計算の要求に対応した集会開催を
青色申告や小法人に対応した記帳会、パソコン記帳学習会を開催しましょう。支部で開催できなければ支部合同なども検討しましょう。

② 経営要求に対応した集会開催を
若手の経営要求を汲みあげるための「交流会」を計画中です。

東区南部 若手の交流会 5月18日
西区 若手の交流会 5月18日
事業計画書の作成、補助金の活用、人材育成などの集まりを計画しましょう。
働き方改革について同様です。

③ 税務調査、税金滞納対策の集会開催を
事前通知や納税者の心得などの再徹底を
をしましょう。

④ 新入会員歓迎会で新しい会員との接点を作り、支部活動を活性化させましょう。

前記内容で、多数の案が提起されましたが、支部単独での開催は容易ではありません。そこで「支部合同」や「区単位」での開催も検討していきたいと思えます。

どの集まりでも重要なのは①集まりの対象者を明確にする、②直接訪問し、声掛けをする、③欠席者にも開催内容を報告し次回の参加につなげる、ことなどが重要になることが話し合われました。

子育て・高齢者支援

健幸すまいリフォーム助成

4月15日(月)より「健幸すまいリフォーム助成」の受付が始まりました。(受付先着順)

子育て世代・中学生以下の子供又は妊娠している世帯
高齢者世帯・補助金交付申請時に60歳以上のいる世帯

日程

- ・ 5月22日(水) 婦人・青年合同役員会
- ・ 5月25、26日(土、日)

全商連地方別活動者会議 @砂防会館

「働き方改革」の一つとして、4月から年休の5日取得義務が施行されています。対象者は、年休が10日以上付与される従業員で、パートやアルバイトも対象となります。今までは、従業員一人ひとりの付与日数と消化日数を管理していればよかったものが、今後は1年で5日以上取れているかどうかを管理していかなければなりません。

5日取得ができていないと、一人につき30万円の罰則が科されます。これに伴い、年休の管理簿の作成も必要になります。

具体的な実務の対応は、①有給休暇の計画的付与協定で、夏冬の休業日に有給休暇を5日取れることを労使で協定②労使協定をしていない場合は図1で確認となります。

いつまでに年休をとってもらうかの管理ですが、「年間5日」の始まりの基準日は、年給休暇の付与日によって異なります。そうすると、入社日の異なる従業員ごとに基準日も異なってくるため、それぞれに1年間の年休を把握しなければならず、人数によっては、管理がとても煩雑になります。

そこで、年に2回程度の基準日を定めて、運用することを勧めます。図2

図1 労使協定をしていない場合の対応

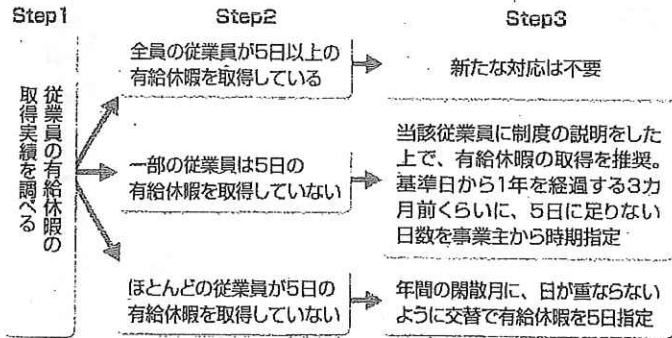
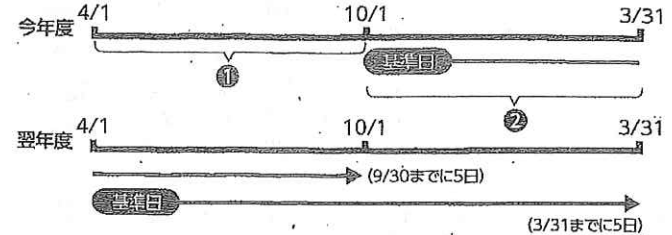


図2 年2回の基準日を定めた場合 (例) 毎年4月1日と10月1日の年2回を基準日にする



- ① 4/1～9/30の入社者は10/1を付与日(基準日)とし、翌9/30までに5日取らせる
- ② 10/1～翌3/31の入社者は翌4/1を付与日とし、翌3/31までに5日取らせる

民商共済会 見舞金届き、喜びの声ぞくぞくと

- 《入院見舞金》
 - ・纏まった金額を受け取り、とてもありがたかったです。
 - ・自営業者の入院は即ち収入が途絶えること。長期となれば廃業の恐怖もでてくる。共済の援助はありがたい。
 - 《長寿祝金》
 - ・共済加入して一度も給付を受けませんでした。丈夫でありがたいことです。これからも受けたい様頑張ります。
 - 《出産祝金》
 - ・祝い金頂きました。とてもうれしかったです。ありがとうございます。
- 健康あつての商売繁盛**
- 目くばり、気くばり、心くばりの運動です。「同じ班の方が入院した」など、お気づき点があれば、共済役員、または事務局までご連絡ください。
- よろしくお願ひします。

日本母親大会 今年も静岡で開催!!

65回目となる日本母親大会が、8月24・25日に行われます。今年も、母親運動が始まるきっかけとなった「ヒキニ事件」で被災した漁船のひとつ、第五福竜丸が所属していた焼津港がある静岡県で開催されます。

記念講演は「ヒキニ被災から65年—核兵器のない平和な未来を」と題して関西学院大学教授の富田宏治さん、「女性差別撤廃条約採択40年—ジェンダー平等の実現めざして」と題して早稲田大学名誉教授の朝倉むつ子さんです。

興味のある方はぜひ参加してみてください!!

静岡開催という事で、例年の母親物資に加え、「やぶきたみどり」「虹ます曾我煮」を販売予定。お楽しみに!!

コンビニオーナーの皆さん お気軽にご相談を あなたの街の



人手不足 24時間営業 廃棄ロス 24
問題解決し経営を守ろう

F C本部は加盟店の実情を聴き、早急に対応を

2019年3月、民主商工会の全国組織「全国商工団体連合会」はFC本部に以下の対応を求める「24時間営業などコンビニが直面する課題と私たちの考え」を発表しました。

- ①24時間営業の強制をやめ、実情に応じ時間短縮を認めること
- ②加盟店の営業体制の維持へ、きめ細かな支援を行うこと
- ③人件費高騰に見合うチャージ引き下げで、加盟店の経営改善を可能にすること
- ④見切り販売をしやすくすること
- ⑤本部と加盟店の契約の公正・適正化へ、FC法制定を

オーナーをはじめ、コンビニを必要とする皆様からの忌憚のないご意見をお寄せください。



ご相談は
新潟市中央区鴻巣西3丁目10番14号
新潟民主商工会
電話 025-243-0141番
FAX 025-245-5922番

税務調査が始まっています!

2月に入ってから税務署から調査をしたいと連絡が来たとの相談が事務局へありました。話を聞くと税務調査にあたって納税者にすべき11項目の事前通知がされていませんでした。正当な調査理由が無い場合や事前通知が1つでも欠ける場合、適正手続きを欠いた違法調査となります。税務調査の連絡が入ったらすぐに支部の役員さん又は事務局へご連絡ください。

ちょっと待った! その税務調査は違法かも?
最初に下記の11項目が通知されていない調査は違法調査です。

原則	備考・特記事項
1	税務調査を行う旨の通知
2	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) チェック欄5に開通 月 日 時 分 調査の開始が 月 日まで 日 調査場所 (都合が悪ければ変更できます) チェック欄5に開通
3	調査の目的 (理由) ① ②
4	調査の対象となる税目 (なに税か)
5	調査の対象期間 (年分または年度 (期)) 年分・期から 年分・期まで 年・期分
6	調査の対象となる帳簿書類や物件 (具体的に添えて送付してください)
7	調査を受ける者 (調査対象者) の氏名・名称と住所 氏名・名称 住所
8	調査官 (担当官) の所属官署と氏名 所属官署 氏名 ※調査を受ける場合は、氏名の1人だけ通知すればよいことになっています。他社に個人で依頼の、必ず添付してください。
9	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を依頼するという説明 有・無
10	追加事項以外に非違が疑われる事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明 有・無
11	①「都合がつかないので、日を改めてきてください」ときっぱり断り中に入れたい。 ②通知すること「調査の適正な遂行に支障」がある場合だけ、無予告調査ができます。事前通知が「受理」になる税務がなければ違法調査。無予告の理由を聞きましょう。 ③必ず民商の役員・事務局に電話を入れましょう。
なしの場合	担当役員 連絡先 担当事務局

全商連 新潟民主商工会 新潟市中央区鴻巣西3-10-14 TEL:243-0141 FAX:245-5922